はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る 療養費支給申請書の取り扱いの変更について

現在、はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧を受けた時、窓口で「自己負担分」をお支払い頂き、 自己負担分を除いた施術費は、被保険者が施術者に療養費の代理受領委任をされて健康保険組合から鍼灸 師等にお支払いをしています(代理受領委任払い)。

このたび、健康保険組合連合会三重連合会加入の各健康保険組合が療養費支給の適正化に伴い、療養費支給方法を健康保険法に基づいた本来の「**償還払い」**に変更いたします。変更に伴いお手数とご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 変更の理由

療養費支給の適正化に伴い、健康保険法に定める原則どおりに、**被保険者本人からの申請に基づく療養費支給(償還払い方式)**に改めるものです。

2. 実施時期

平成 29 年 10 月 1 日施術分から

3. 変更後の支払方法

- ① 施術料の全額(10割)を施術所の窓口でお支払いいただき、「領収書」の交付を受けてください。 鍼灸師等に、「療養費支給申請書」(施術所に備え付け)の「施術内容」等の証明を受けてください。
- ② 下記の書類を、所属事業所の健康保険担当者経由で健保組合に提出してください。 (暦月ごとに申請)
 - ○『療養費支給申請書』……「療養費支給申請書」内の「施術内容」等は施術者が記入。
 - ○『医師の施術同意書(原本)』(**初回は必ず添付してください。)**
 - ※初療日から3か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の施術同意(再同意)が必要です。(口頭同意でも構いませんが、施術が長期にわたる場合にはできる限り診察を受けてください。必要に応じて施術同意された医師へ照会する場合もありますのでご了承ください。)
 - ○『領収書原本』(領収印のあるもの)
- ③ 当組合において、健康保険に適用するものか否かを確認のうえ、療養費としてお支払いいたします。
 - ※暦月での申請となる為、その月の全ての施術を終えてから、暦月分を受療者ごとに1枚ご申請く ださい。
- ④ お支払いは原則被保険者の所属する事業所経由でお支払いいたします。出先事業所勤務や任意継続者については直接個人の口座(療養費支給申請書の本人記入の指定振込口座)に振り込みます。

|4.療養費支給申請書等について|

平成 29 年 10 月以降に鍼灸師等の施術を受け、健康保険の適用をうける際は、上記申請書等の書類が必要となります。『療養費支給申請書』は、施術所に備え付けの申請書をご利用ください。

ご不明な点がありましたら三重交通健康保険組合までお問い合わせください。

電話:059-225-9036

なお、柔道整復師による接骨院、整骨院での施術料のお支払方法(代理受領委任払い)については、変更はありませんが、保険適用にならない施術もあるのでご注意ください。